

(様式6-3)

研修等 報告書

令和5年11月16日

三田市議会議長 森本政直 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	盟政会	代表者	福田秀章
		議員名	小杉崇浩
参加者氏名	小杉崇浩		
講演会等研修名	第23期自治政策講座 in 東京 「これからの社会に備える自治体の課題」		
研修事項	1. 少子化に挑む「子どもにやさしいまちづくり」 2. 全国初の政策づくりにみる一市民自治を育むまちづくり		
日 時	令和5年8月1日(火)～8月2日(水)		
場 所	自動車会館		
所 見	研修報告書別紙		
添付資料	・当日配布資料 ・研修報告書別紙 ・当日会場写真		

6 添付書類 (講演会内容のパンフレット等)

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、参加者氏名は不要)

## 【研修報告書別紙】

《まとめ》

### ●少子化に挑む「子どもにやさしいまちづくり」

講師：木下勇（大妻女子大学教授・千葉大学名誉教授）

こども基本法ができた。はじめての子どもの権利条約に対応した包括的基本法であるが、こども家庭庁には独立した子どもの権利擁護の機関「子どもコミッショナー」の設置は見送られた。

子どもの権利を守り、少子化対策を根本的に考えると、これまでの中央集権体制を見直し、地方自治が充実していかなければならない。子どもの権利条約には、第十一条に「当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とあり、そのあり方が問われる。また、第十二条には「国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う支援機関、支援の対象となる者の年齢または居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずる」とあり、どのようにその体制を整備していくのかが課題である。

イスタンブールで 1996 年に開催されたハビタットⅡでは、「子どもが幸せであるかどうか、社会が健全で政治がうまくいっているかどうかの証である」ということを前提に、中央政府と地域コミュニティのパートナーシップ、公的セクターと民間セクターのパートナーシップの重要性が訴えられた。

ユニセフによる CFCI (Child Friendly Cities Initiative) は、世界の 40 か国で実施されており、3000 を超える都市で、3000 万人を超える子どもたちが参加している。この「子どもに優しいまち」の推進には、次のような意義がある。①まちや自治体のイメージを向上する。②持続可能で包括的で子どもにやさしく、住みやすく、訪れやすい場所としてのまちやコミュニティブランドを確立することで、地域経済を活性化し、地元企業に利益をもたらす。③より良い子ども向けサービスを提供することで、家族を惹きつけ、維持する。④交通安全、公害、子どもの保護、犯罪などの問題への横断的な介入の枠組みを提供する。⑤より強固な地域社会を築き、社会資本を増加させ、個人を苦しめるだけでなく長期的に高コストをもたらす社会的排除を減らす。⑥子ども達の声に耳を傾け、エビデンスに基いたニーズに応える、より効率的なサービスを構築する。⑦子どもの権利条約に基づく国の義務を果たす。

CFCI の事例として、ミュンヘン（ドイツ）における「ミニ・ミュンヘン」の取組みがある。子どもだけでミュンヘンのまちを再現したもので、市長や市会議員は選挙で選ばれ、完全市民（子ども）は、次のようなことができる。①選挙権、被選挙権を持つ、②店舗を開く、③土地を購入する、④運転免許証を取得する、⑤いくつかの特定の職業に就く、⑥他の遊びの都市用のビザの発給を受ける。

ミュンヘンでは、市の総合計画の理念に、「ミュンヘンで遊ぼう」「子ども家族に優しいミュンヘン」という言葉が掲げられており、副市長直轄の子どもコミッショナーを設置しており、子どもの声を市政に反映する責任を負う仕組みを構築している。副市長直轄であり、市施策に横断的に強制力がある。

また、ドイツでは、青少年サービスを行う NPO を支援しなければならないと青少年行政の法に記されており、行政だけで進めるのではなく、NPO との協働が原則となっている。補完性の原理（決定や自治などをできるかぎり小さい単位でおこない、できないことのみをより大きな単位の団体で補完していくという概念）が、ドイツでは、法に規定されており、連邦、州、市町村の地方分権の原理、NPO と行政の協働の原理となっている。

日本においては、2018 年から 2020 年にかけて、全国の 5 つの自治体（ニセコ町、安平町、富谷町、町田市、奈良市）で検証作業が実施された。今後、他の自治体へ広がることを期待している。

●先進政策のヒント 行政・議会・市民が取り組むべきこと—令和時代の地方自治・未完の地方分権改革を超えて

講師：松下啓一（地方自治研究者・政策起業家・元相模女子大学教授）

地方自治法は昭和22年につくられたもので、現代の様々な課題には対応できなくなっている。地方分権改革が行われてきたが、公共の範囲や自治体の政策対象が広がる中で、孤独死や空き家問題等が浮き彫りになっている。公共を担う市民の重要性が増してきていると言える。

自治の当事者としての主体的に行動する住民を支える辞令としては次のようなものがある。愛知県新城市では、市長選挙公開政策討論会条例や若者条例のような住民自治を推進する条例を制定している。主権者が主権を行使できる仕組みとして市長選挙公開政策討論会条例を制定した。選挙のための制度ではなく、市民参加のための制度である。また、市長の付属機関として若者議会を開催しており、1000万円までの予算提案権が与えられている。その他、大分県大分市では、議員立法で大分市若者応援条例が制定されたり、千葉県御宿町では、若者と議会のワークショップが開催されたりしている。

新しい公共領域の政策としては、支える人を支える政策が必要となる。愛知県新城市では、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例を制定している。恒常的な人出不足が深刻な問題となっている背景には、給料・賃金への不満やハラスメント・仕事の悩み、社会的評価の低さ等がある。これらの背景は簡単には解消しないが、まずは自治体でできることから取り組むことが重要である。この条例の内容は次のようになっている。①支え手の資質の向上を図る施策、②支え手になろうとする者及びそれを事業として始めようとする者を支援する施策、③支え手の活動を知り、学ぶ機会を創出する施策、④支え手及び市民、各種団体、行政の相互の連携及び協力関係を構築する施策、⑤支え手及び事業を支援し、これらのものの社会的評価の向上を図る施策。推進体制としては、福祉従事者支援施策推進会議と実行委員会を組織しており、実行委員会は、①魅力発信チーム、②連携推進チーム、③事業所支援チームがそれぞれ具体的な施策を検討・実施している。

#### 《所見》

どちらの講義も先進的な事例をわかりやすく説明していただき、市民の参加の重要性を改めて認識することができました。木下先生の講義では、子どもに優しいまちが自治体の発展に極めて重要な施策であることを理解できました。松下先生の講義では、市民参加の仕組みをしっかりと制度化することの重要性を理解することができました。人口減少時代において、新しい公共分野をいかに市民参加型で支えていくことができるか。三田市にとっても共通の課題であるので、この研修で学んだことを今後の三田市政にしっかりと生かしていかなければならないと思いました。